

## 第二十一章 無効審判

1. 無効審判請求人.....	2
2. 代理人.....	3
3. 無効審判を請求できる期間 .....	3
4. 無効審判の必要書類及び記載すべき事項.....	4
5. 専利権者答弁の交付 .....	5
6. 無効審判の取下げ .....	6

## 第二十一章 無効審判

何人も公告を経て証書を交付した専利権について、法定の専利権付与の事由に符合しないと認められた、又は利害関係者が専利権者は専利出願権者ではないと認めた、又は共有する専利出願権が共有者全員により出願されたものでない場合、理由及び証拠を備えて無効審判を請求し、当該専利権の取消しを請求することができる。専利権の取消しが確定された場合、専利権の効力は初めから存在しなかったものと見なす。

何人も特許権存続期間延長の登録査定において、法定の専利権存続期間延長の許可事由に符合しないと認められた場合、理由及び証拠を備えて無効審判を請求し、専利権存続期間の延長許可の取消しを請求することができる。専利権存続期間延長の取消しが確定された場合、本来許可された延長期間は、初めから存在しなかったものと見なす。ただし、延長を許可された期間が実施できなかつた期間を超えており、無効審判請求で無効審決が確定した場合、その超過した期間については、延長しないものと見なす。

無効審判請求人の適格性、無効審判の期間、備えるべき書類及び記載すべき事項、専利権者の答弁の交付及び無効審判の取下げなどに関する手続き審査要点及び処理作業を、本章規範の重点とする。

### 1. 無効審判請求人

無効審判は公衆審査制度であるため、無効審判の請求は、特定の事由が利害関係者により請求されるべき場合を除き、何人もこれを行なうことができる。しかし、専利権者が自ら無効審判を請求した場合、専利法において無効審判手続きの進行はいずれも双方の当事者の共同参与を前提とすると規定され、専利権者に対して答弁手続きを実行するよう通知するべきであり、且つ無効審判案件が無効審判声明、理由、添付された証拠の斟酌を原則とし、無効審判が成立しないと維持審決された際に、第三者に対して一事不再理の阻止効果を生じることから、上述した「何人も」には、公衆審査の制度に合致しないことを回避するため、専利権者自身は含まない。従って、専利権者が自ら無効審判を請求した場合は、不受理としなければならない。

非法人団体であり、代表者又は管理人を有している場合、権利能力なき社団に属するが、行政手続きの当事者能力及び行為能力を有するため、無効審判請求人となることができる。しかし、単独投資による商号が、訴願法上の訴願能力及び訴願法上の当事者能力を有していない場合、依然として当該自然人を無効審判請求人としなければならない。

無効審判案件を主張する事由が、専利権者が専利出願権者ではない、又は専利出願権が共有であるが共有者全員により出願されたものではない旨の争いである場合、利害関係者に限り無効審判を請求することができる。専利権が専利出願権者又は専利出願権共有者により当該専利出願を公告してから2年以内に、専利権者が専利出願権者ではない、又は専利権者が共有であるが共有者全員により提出された出願でないことを無効審判の事由とし、並びに無効審判の取消しが確定した後2ヶ月以内に同じ創作について専利出願した場合、当該取消しが確定された専利権の出願日をその出願日とする。この出願について、注意しなければならないのは、非法人団体は無効審判請求人となることができるが、専利出願人となるには、依然として権利主体の資格を有して初めて可能となる。

専利権存続期間が満了又は当然消滅後に、無効審判を請求できるのは、専利権の取消しに対して回復可能な法律上の利益を有する利害関係者のみに限る。利害関係者であるか否か、回復可能な法律上の利益を有するか否かについては、実体審査時に法により審理する。

## 2. 代理人

無効審判の請求は、自ら処理又は代理人に委任して処理することができる。ただし、台湾域内に住所又は営業所を有しない場合、代理人に委任して処理しなければならない。

無効審判案件の代理人は一件につき3人を超えてはならない。しかし、無効審判請求人と専利権者はそれぞれ双方の当事者に属し、無効審判請求人の代理人の人数は当然ながら専利権者の代理人の人数と別々に計算するため、無効審判請求人及び専利権者は各自3名の代理人を委任することができる。

専利権者が無効審判の段階において委任した代理人は、無効審判案件を特別委任とする場合を除き、元の代理人数と合併して計算し、合計で3人を超えてはならない。

## 3. 無効審判を請求できる期間

専利出願が登録査定を経た後、公告の日から専利権が付与されるため、公告の日から専利権が有効に存続する期間内においていつでも無効審判を請求することができる。

利害関係者が専利権の取消しについて、回復可能な法律上の利益を有する場合、専利権の当然消滅後に無効審判を請求することができる。しかし、専利権の取消しが確定された場合、専利権は初めから存在せず、無効審判の請求は不受理としなければならない。

専利権が2年目以降の専利年金の追納期間内にある場合、専利権者が追納手続きを行っているか否かは未定であるため、無効審判を請求する時、専利権者が確実に専利年金を追納した旨を待ってから無効審判の審理を継続する必要がある。専利権者が期限を過ぎても専利年金を納付しなかったことにより専利権が本来の納付期限満了後に遡って当然消滅した時、期限を設けて無効審判請求人に専利権の取消しについて回復可能な法律上の利益を有する証明書類の提出を通知し、期限が過ぎても提出しなかった場合、無効審判は不受理とし、並びに請求手数料を返還することとする。

無効審判を請求する時、専利出願がまだ公開されていない場合、その無効審判の請求は不受理としなければならない。しかし、専利出願がすでに登録査定又は処分され、並びに手数料を納付して証書を受領したが、まだ公告されていない場合、まだ専利権を有していないが、請求人が反覆して無効審判手続きを実行するのを回避するため、暫く処理を見合せ、公告後まで待ってから無効審判手続きを再継続する。

#### 4. 無効審判の必要書類及び記載すべき事項

無効審判請求には、請求書一式3部を備えなければならず、無効審判請求された案件番号、専利証書番号、無効審判請求された案件の名称、無効審判請求人、無効審判の被請求人、代理人等の資料を明記し、且つ下記の事項を明記し、並びに証拠一式3部を添付しなければならない。：

##### (1) 無効審判の声明：

特許又は実用新案出願について無効審判を請求する場合、全て又は一部の請求項の取消しを請求する主旨を記載しなければならない。一部の請求項について無効審判を請求する場合、取消しを請求する専利権の請求項数を具体的に記載しなければならない。特許権存続期間の延長について無効審判を請求する場合、取消しを請求する専利権存続期間延長の開始・終了の年、月、日を記載しなければならない。無効審判の声明は、請求後に変更又は追加してはならないが、縮減することはできる。無効審判請求人が事後に無効審判の声明の変更又は追加を請求する場合、当該変更又は追加の声明は不受理としなければならない。

##### (2) 無効審判請求理由：

無効審判において主張する法律条文及び具体的な事実を記載し、並びに各具体的な事実と証拠との関係を記載しなければならない。

証拠には、書証又は物証が含まれる。書証は原本又は正本を添付しなければならない。もしコピーである場合、原本又は正本と同一であると証明しなければならないが、方式審査の段階において無効審判の書証のコピーが原本又は正本

と同一であるとの証明を提出したか否かについては審査せず、無効審判の実体審査の段階まで待ってから審査する。物証は、原則上1部でとする。

無効審判の書証が外国語である場合、無効審判の実体審査段階において無効審判請求人に対して中国語訳又は抄訳の添付を通知する必要性の有無を判断する。しかし、方式審査の段階において、無効審判の被請求人が中国語訳又は抄訳を要求した場合、先に無効審判請求人に中国語訳又は抄訳を補正するよう通知する。補正を通知したが期限内に補正しなかった場合、依然として後続の手続きを継続することとする。

無効審判の事由が係争専利の出願権者が真の専利出願権者でない、又は専利出願権が共有であるが、共有者全員により申請を提出されたものでない旨を主張する場合、利害関係者の証明書類を添付しなければならない。利害関係者が専利権の当然消滅後に無効審判を請求する場合、その専利権の取消しに対して回復可能な法律上の利益を有することを示す証明書類を添付しなければならない。例えば：裁判所の判決書である。

無効審判請求には、利害関係者の証明書類又は回復可能な法律上の利益を有する証明書類を送付しなければならないが、送付しなかった場合、無効審判請求人に指定期間内に補正するよう通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、無効審判は不受理とし、並びに請求手数料を返還する。

無効審判請求書に無効審判の声明、無効審判理由を明記しなかった、証拠を添付しなかった又は無効審判に基づく条文番号を明記しなかった場合、無効審判請求人に無効審判請求の翌日から起算して1ヶ月以内に補正するよう通知し、期限がすぎても無効審判理由、無効審判請求の証拠を補正しなかった、又は無効審判に基づく条文番号を明記しなかった場合、依然として手続きを継続することとする。しかし、無効審判請求時に無効審判の声明を明記しなかった又は無効審判理由を明記せず且つ証拠を添付せず、補正通知を経ても補正しなかった場合、無効審判は不受理としなければならない。

## 5. 専利権者答弁の交付

無効審判を受理した後、無効審判請求人が添付した声明、理由、証拠の書式が完備している場合、無効審判請求書のコピー及び添付された証拠を専利権者に送付しなければならず、専利権者は、コピーが送達された日の翌日から起算して1ヶ月以内に答弁しなければならない。専利権者が予め理由を説明し、延期を許可された場合を除き、期限が過ぎても答弁しなかったものについては直接審理を行なう。もし無効審判請求人が無効審判請求から3ヶ月以内に、また理由、証拠を補足するのであれば、専利権者に指定期間内に答弁を補充するよう併せて送付しなければならない。専利権者が期限を過ぎても答弁を補充しな

かつた場合、直接審理を行なう。ただし、無効審判請求人が、無効審判請求から 3 カ月を過ぎて補充理由、証拠を提出した場合、法により参酌せず、専利権者に答弁するよう通知もしない(詳しくは第五篇「無効審判審査」第一章「専利権の無効審判」を参照すること)。

## 6. 無効審判の取下げ

無効審判案件の取下げは、原則上、無効審判請求人の自由に属し、無効審判請求人は審決前に無効審判の請求を取下げができるが、専利権者がすでに答弁を提出した場合、専利権者の同意を得なければならず、専利主務官庁は無効審判取下げの事実を専利権者に通知しなければならない。通知が送達されてから 10 日以内に、専利権者の反対表示がない場合、無効審判案件の取下げに同意したものと見なす。しかし、無効審判案件の審決後は、取下げの問題はない。